

瀬戸市告示第 9 8 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 5 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
市民課	課の窓口事務における使用料及び手数料等の収納	<省略>	市民課	1 課の窓口事務における使用料及び手数料等の収納	<省略>
				2 <u>市民サービスセンターにおける市税及び税外収入金の収納</u>	
<省略>			<省略>		
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
環境課	<省略>	<省略>	環境課	<省略>	<省略>
			市民課	<u>市民サービスセンターにおける市税及び税外収入金の収納</u>	<u>市民課に属する出納補助員</u>
<省略>			<省略>		